

平成30年第7回総会

山武市農業委員会会議録

平成30年7月5日 開会

平成30年7月5日 閉会

平成30年第7回山武市農業委員会総会議事録

日時 平成30年7月5日(木)午後3時00分
場所 山武市役所 第6会議室
招集者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之
議事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(13名)

雲 地 康 夫	門 澤 宏 明
美濃輪 恵 一	今 関 孝 之
林 善 和	井 野 敬 一
小 川 善 郎	中 村 順 子
鈴木 俊 幸	三 橋 敏 子
篠 原 元	藤 田 雅 之
川 島 芳 典	

欠席委員(3名)

鈴木 和 子	佐 藤 裕 子
齊 田 龍 一	

出席農地利用最適化推進委員(20名)

市 原 一 男	菊 池 重 壽
八角 和 昭	齊 藤 道 良
高 橋 憲 一	伊 藤 彰 朗
河 野 仁 男	今 関 良 知
佐 瀬 一 之	小 川 敏 夫
山 下 幸 一	遠 藤 幹 夫
堀 越 晃	加 瀬 晃 一
金 杉 努	伊 藤 通 夫

古 谷 昌 己
齊 藤 茂

中 山 彦 郎
鈴 木 章 重

出席事務局職員

事務局長 齊 藤 忠 志
副 主 幹 石 橋 京 子
主 査 補 古 谷 浩 一
主 査 補 菅 谷 昌 秀

◎開 会

事務局長 ただいまから平成 30 年第 7 回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。
今関会長、よろしく願いいたします。

会長 本日も、お忙しい中、どうもご苦労さまでございます。先月 29 日に梅雨が明けまして、連日の暑さの中の農作業等でお疲れのことと思いますが、夏には入ったばかりです。今年の夏も暑い夏と出ていますので、体には十分気をつけていただきますして、仕事のほうも頑張ってもらいたいと思います。本日も幾つかの案件がございますので、慎重審議のほどをお願いしまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。
本日の総会の日程を説明させていただきます。
日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名人の指名について
日程第 3 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
について

◎議案説明

- 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見
について
日程第 6 議案第 3 号 平成 30 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定に
ついて
日程第 7 議案第 4 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第 8 議案第 5 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

平成 30 年 7 月 5 日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

事務局長 日程につきましては以上でございます。
早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市

農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は今関会長にお願いいたします。

議長 これより平成30年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号2番鈴木和子委員、議席番号14番佐藤裕子委員、議席番号17番齊田龍一委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号11番鈴木俊幸委員、議席番号12番三橋敏子委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長 総会資料の4ページをご覧ください。

通知があった件数は1件です。これは、農用地利用配分計画を合意により解約されたものでございます。

報告は以上でございます。

議長 事務局からの報告が終わりました。

引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お

諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。
事務局からの議案第1号の1番から7番までの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号の1番から7番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の1番について、地区担当推進委員の菊池重壽委員から説明を求めます。

菊池推進委員 申請地区担当推進委員の菊池です。
議案第1号の1番について説明いたします。
これは所有権移転です。
譲受人と譲渡人は家族で、譲渡人は現在、施設に入所中です。祖母から孫への生前贈与です。
譲受人は、取得した農地で米と麦を作付する予定です。
よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番鈴木俊幸委員からの補足説明等を求めます。

鈴木(俊)委員 議席番号11番の鈴木です。
ただいま菊池委員から話されたように、譲渡人は高齢で老人ホームに入所しているということで、生前贈与ということでございます。この件については、地元としては何ら問題ございません。
よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について採決します。議案第1号の1番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

議案第1号の2番について、地区担当推進委員の中山彦郎委員からの説明を求めます。

中山推進委員 申請地区担当推進委員の中山です。議案第1号の2番について説明します。

この申請は所有権移転です。

申請の理由ですが、親子間における生前贈与でございまして、既にほかの筆については贈与が完了しているようなのですが、この筆だけ残っていたということで、経営の実態は既に息子さんのほうにございまして、管理全般をもう息子さんがやっておるという状況です。この筆についてもきっちり管理されておりました、何ら問題なかろうかと思えます。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番美濃輪恵一委員からの補足説明等を求めます。

美濃輪委員 議席番号4番の美濃輪です。

ただいまの中山委員からのご説明のとおりでありまして、

あえて私からつけ加えることもありません。地元としては何ら問題がないものと思われます。

なお、権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませぬか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定します。

議案第1号の3番について、地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

金杉推進委員 申請地区担当推進委員の金杉です。議案第1号の3番について説明します。

この申請は売買による所有権の移転であります。

申請の理由は、譲受人におかれましては農業経営の拡大のため、譲渡人に当たりましては山武市が所有の農地を耕作者に譲渡したいためということで、先日、譲受人のほうには行って話をしましたら、現状の畑は、大分きれいに管理されております。一部、ブドウ等も植えてあって、今後ともそういうものを栽培するんじゃないかと思われます。

私からの報告は以上であります。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番三橋敏子委員から補足説明等を求めます。

三橋委員

議席番号 12 番、三橋でございます。

これは、市の所有地の売買による所有権移転であります、ただいま金杉推進委員にご説明いただきましたように、何ら問題がないものと思います。

なお、権利者については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 3 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 3 番については許可することに決定します。

次の議案第 1 号の 4 番、5 番及び 6 番については、譲受人が同一人ですので、一括して地区担当推進委員の鈴木章重委員からの説明を求めます。

鈴木（章）推進委員 申請地区担当推進委員の鈴木です。議案第 1 号の 4 番、5 番、6 番について説明します。

この申請は賃貸借権の設定です。

申請理由は、譲受人においては新規就農のため、譲渡人にあつては農業経営縮小のため、それぞれ希望するものです。

譲受人が取得した農地では、ハウレンソウ、レタス、絹さやなどを作付する予定であります。

譲受人は会社なんです、農業資材などの販売と、問屋さんみたいなことをされており地域でそこに面倒を見てくれる方が 2 名ほどいらっしゃいまして、社員の方は今、研修をさ

れているようです。地域活動にも結構積極的に参加しますと
いうことで、先日、来ていただいて、その話をしました。一
生懸命やりますのでよろしいお願いしますということです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号 13 番篠原元委
員からの補足説明等を求めます。

篠原委員

議席番号 13 番の篠原です。

今、鈴木推進委員の説明があったとおりでございまして、
この場所は、10 年ほど前にこちらの地域に入りまして、い
ろんな農業施策をやっていた中で、近所の畑が大分荒れてい
るという形がありましたので、そこを借りて何かやりたいと
いう意識があって、今回、こういう形になりました。地域と
しては、そういう荒れた農地を再生していただければ何ら問
題ないと思いますので、よろしくご審議ください。

権利者につきましては、農地所有適格法人以外の法人であ
りますが、農地法第 3 条第 3 項の各号に適合するため、許可
要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願いたしま
す。

議長

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終
わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま
す。

議案第 1 号の 4 番、5 番及び 6 番について、許可すること
にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 4 番、5 番及び 6 番につい
ては許可することに決定します。

議案第 1 号の 7 番について、地区担当推進委員の八角和昭

委員からの説明を求めます。

八角推進委員 申請地区担当推進委員の八角です。議案第1号の7番について説明します。

この申請は使用貸借権の設定です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営規模の拡大のため、譲渡人にとっては農業経営の縮小をそれぞれ希望するものです。

譲受人は、取得した農地で稲を作付する予定です。

譲受人と譲渡人は兄弟であります。現状は、今、稲が作付されておりまして、きれいになっています。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番鈴木俊幸委員から補足説明等を求めます。

鈴木（俊）委員 議席番号11番、鈴木です。

ただいまの八角委員からの説明のとおり、譲渡人はお兄さんで譲受人が弟ということで、今度、弟がここでやるということでございます。今、田んぼはきれいになってますので、地元としては何ら問題ございません。

よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくご審議お願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の7番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の7番については許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一部一括審議とします。

議案第2号の1番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の1番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の鈴木章重委員からの説明を求めます。

鈴木(章)推進委員 地区担当推進委員の鈴木です。議案第2号の1番について説明します。

この申請は親子なのですが、譲受人は現在、官舎に居住していて手狭になってきたので、実家の隣に住居を建設したいということです。お子様ができたので母親に子育てについて支援を受けたい、それからお母さんの面倒を見ながら、お互いに支えながらいきたいということです。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島芳典委員からの報告を求めます。

川島委員

議席番号 16 番、川島です。よろしく申し上げます。

今、鈴木推進委員から説明がありまして、ほぼそのとおりなんですけれども、今、建っている住宅の真ん前、分家住宅ですので、とりあえず長男に与えますということで、集落の中のほかの農地との関係は特に問題ないかと思われま。住宅建築であることから集落接続規定の適用が可能であり、農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当するため、許可相当と思われま。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 2 号の 1 番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 2 号の 1 番については、許可相当として意見を付することに決定します。

次の議案第 2 号の 2 番から 6 番については、譲受人が同一人であることから、一括して事務局からの申請概要の説明を求めま。

事務局

議案第 2 号の 2 番から 6 番について
(別紙議案のとおり)

議議長

事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めま。

市原推進委員

地区担当推進委員の市原です。議案第 2 号の 2 番から 6 番について説明しま。

これは、転用を伴う賃借権の設定、転用を伴う所有権の移

転です。譲受人は、国道 126 号、米作駐車場北側約 6,000 m²に、特別養護老人ホーム及び駐車場を建設する予定です。山武市には4つの特養がありまして、今回、計画している成東地区には福祉施設もなく、特別養護老人ホームの建設が望まれていることもあります。近隣に山武市の拠点であるさんむ医療センターがあり、医療的な提携も見込まれていると考えられるそうです。また、隣接地、耕作地も異議なく承諾を得ているそうです。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の川島芳典委員からの報告を求めます。

川島委員

議席番号 16 番、川島です。

この案件につきましては、以前にも出たと思います。聞くところによりますと、資金力不足等で打ち切りまた新たに出てきた案件でございます。ということから、いろいろな問題等についてはクリアして、いざやるよというところまでいった案件ですので、特に問題はないかと思えます。

特に、6,000 m²ということで、排水等について確認をしてみました。その結果、問題ありませんでした。この計画書を見る限り、資金力も結構あるようですので、またそういうことはないのではないかなと思われまますので、いいのかなと。市原委員の細かい説明がありましたけれども、大丈夫なのかなという感じはあります。代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われまますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の2番から6番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の2番から6番については、許可相当として意見を付することに決定します。

次に、議案第2号の7番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の7番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の菊池重壽委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。議案第2号の7番について説明いたします。

これは、一時転用を伴う賃貸借権の設定です。房総導水路施設は通水開始から35年以上が経過し、トンネルにおいて空洞が生じたり、老朽化によるひび割れが確認されるようになり、また、サイホンでは可とう管の交換が必要となっているそうです。可とう管とは、管水路と構造物のずれを吸収する管だそうです。

以上のような状況から、導水路の補修、補強工事を実施したいという要望です。そのために残土置き場が必要になり、このたびの一時転用を伴う賃貸借権の設定となりました。

期間は9月1日から3月31日までです。水田には、シートを敷き終了後はもとの状態に戻すそうです。

説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島芳典委員からの報告を求めます。

川島委員

議席番号 16 番、川島です。

ただいま菊池推進委員から詳細なる説明がございました。半年間という一時的な利用であることから、特に問題ないかなと思われました。

農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため、許可相当と思われます。

以上でございます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 2 号の 7 番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 2 号の 7 番については、許可相当として意見を付することに決定します。

次に、議案第 2 号の 8 番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号の 8 番について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

伊藤(通)推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。議案第 2 号の 8 番について説明します。

これは、転用を伴う使用貸借権の設定です。譲渡人は土地所有者の娘婿でありまして、両親の住む母屋の庭に現在、作業小屋の 2 階にて生活を余儀なくされております。譲受人はこのたび、会社勤めをやめまして、両親の後継者として農業

に専念するということを決意しました。そのためには、将来、家族が増えたときのことを考慮しまして、分家住宅を建てようとするものでございます。また、申請地は北側が道路でありまして、隣接地は両親の宅地、近隣者の宅地等でありまして、迷惑がかかる心配はないと思われまます。

以上、説明を終わります。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島芳典委員からの報告を求めます。

川島委員 議席番号 16 番、川島です。
ただいま伊藤推進委員の詳しい説明があったので特にありません。代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 2 号の 8 番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 2 号の 8 番については、許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第 3 号

議長 日程第 6、議案第 3 号、平成 30 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

利用権設定等個人別明細番号1番から4番について、事務局の議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人別明細番号1番から4番について、採決いたします。原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。利用権設定等個人別明細番号1番から4番について、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

議案第4号について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

議案第4号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。

議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見について、原案のとおり意見を付することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。議案第5号の1番について、地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。

番号1は、経営改善の方向の概要に載っているように、夫婦、両親の4名でございます。経営規模は現状のままで書いてありますが、多分、増えていく方向だと思います。スイカ、トマト、春人参、秋冬人参、大根で、スイカは若干減らしますが、春人参は増やしていきたいと聞いています。

地元としては何も問題ありません。よろしく申し上げます。

議長 次に、議案第5号の2番について、地区担当推進委員の小川敏委員からの説明を求めます。

小川（敏）推進委員 地区担当推進委員の小川です。2番について説明いたします。

申請者は、新規でございます。主に梨を主力とした果樹と水稻の複合経営をしています。梨においては、30年を超える老木の割合が最近増えてきておりまして、ここ数年、生産量が減っているようでございます。ですので、改植をいたしまして、生産量の維持、また向上を目指していきたいということとともに、後継者として頑張っていきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 次に、議案第5号の3番について、地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

伊藤（通）推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

3番の両者ですね。このたび、娘夫婦が後継者として農業経営に参加されましたので、重作業の多いスイカをやめまして、春人参の規模拡大を図りながら安定生産を目指すということでございます。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号の1番から3番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。議案第5号の1番から3番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

◎閉 会
議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等がございますか。

なければ、以上で本日の総会を閉会とします。

次回の総会は、8月3日金曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、ご参集お願いいたします。